

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年十一月十一日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年四月四日奈良県指令建第一一四―一三五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年十月三十一日建第一〇五三六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年十月三十一日建第六〇三八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大福五六五番一、五六五番二、五六五番三、五六五番四、五六五番五、五六五番六、五六五番七、五六五番八、五六五番九、五六五番一〇、五六五番一一、五六五番一二、五六五番一三、五六五番一四、五六五番一五、五六五番一六及び五六五番一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市曾我町八八五番一五

株式会社コンスピ 代表取締役 西尾兆司

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字大福五六五番一

下水道 桜井市大字大福五六五番一の一部

水路 桜井市大字大福五六五番九